

# 倫理規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本会」という）の関係者（以下「本会関係者」という）が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、本会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(本規程の適用範囲)

**第2条** 前条に規定する「本会関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 本会「定款」第29条に規定する役員、並びに第47条に規定する委員会委員（以上をあわせて、以下「役員等」という）
- (2) 本会「定款」第48条に規定する事務局職員（以下「職員」という）
- (3) 本会「定款」第54条及び「登録及び登録料に関する規程」に基づいて本会に登録した個人または団体

(本会関係者の順守事項)

**第3条** 本会関係者は、法令、定款、社会通念、条理及び本会の定めた諸規程や決定事項を順守する。常にスポーツマン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 本会関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを始めとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合、合宿等の交通費、宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、都道府県バレーボール協会から承認された招待試合を除く）
- (5) 試合の勝敗について、あらかじめ取り決めを行うこと
- (6) バレーボールに関して授与された賞杯、メダルを金銭に換えること
- (7) 選抜された選手等を正当な理由なく日本代表チームに派遣しないなど、本会の決定した方針に従わないこと
- (8) 本会の事前の了解なく、本会の認めていない競技会等に参加すること、また、本会の認めていない競技会等の開催のために金品を收受すること
- (9) 不正な会計処理を行うこと

- (10) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくははもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと
- (11) 未成年者による飲酒、喫煙
- (12) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- (13) その他、窃盗、暴行など刑事犯罪をはじめとする上記第3条1に掲げる趣旨に著しく反する行為

(倫理委員会の設置)

**第4条** 本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の委員の選任および解任は、本会理事会が決定する。

(違反行為の処分)

**第5条** 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 役員等

解任、公認資格または委員資格の取り消しまたは停止、減給、戒告、その他必要に応じた処分

(2) 職員

就業規則に基づき、必要な処分を行う

(3) 本会に登録した個人または団体

登録抹消、無期限資格停止、期限付き資格停止、競技会への出場停止、戒告、厳重注意、その他必要に応じた処分

2 処分の前提となる事実は、証拠及び証言に基づいて認定する。

3 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。

4 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員会委員長および委員が署名する。

5 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。ただし、定款等に別途の定めがある場合を除く。

(処分の通告)

**第6条** 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

(不服申し立て)

**第7条** 本会の決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁またはスポーツ調停手続によって決定されるものとする。

(その他)

**第8条** 本規程の実施に関し必要な細則は、事務局長が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規程は、2012年3月22日から施行する。
- 4 本規程は、2015年10月20日に改定、施行する。